

プレスリリース【2023年2月9日】

行政処分（許可の取り消し）の実施

那須塩原市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例（平成17年1月1日条例第147号。以下「条例」という。）の規定に基づき、事業者に対して小規模特定事業許可を取り消す行政処分を行いました。

事業者名：株式会社葵興業（代表取締役 中原 利宏）

所在地：茨城県坂東市杓掛 2502 番 1

処分理由：当該事業者は、令和2年12月17日付け、小規模特定事業の許可を受け、その頃、那須塩原市嶋内地内において、土砂等の埋立てを行ったものであるが、必要な手続きを得ないまま、許可区域外の隣接する土地へ土砂等のたい積を行い、かつ、許可区域内の盛土の高さ及び勾配が申請内容と異なり構造基準に適合しない埋立てを行い、並びに、土砂等管理台帳の提出もないことについて、改善を求める措置命令を受けたが、期限として定めた期日までに必要な措置を講じることなく命令に違反したため、条例第19条の規定に基づき許可を取り消すもの

処分内容：小規模特定事業許可の取り消し

処分年月日：令和5(2023)年2月9日

公表の方法：市ホームページへの掲載、関係機関への情報提供

■市ホームページ

URL：<https://www.city.nasushiobara.lg.jp/soshikikarasagasu/haikibutsutaisakuka/kankyo/1/gyouseishobunjisshi.html>

公開開始日：2月9日(木)

■本件に関するお問い合わせ先

団体名(所属)：市民生活部廃棄物対策課産業廃棄物対策係

TEL：0287-62-7144